

岸和田労働基準監督署発表
平成30年 1月 30日

労働基準法違反の疑いで書類送検

(36協定の限度を超えて違法な時間外労働を行わせた疑い)

平成30年1月30日、岸和田労働基準監督署(署長 山崎僚一)は、下記のとおりトキハマエクスプレス株式会社及び同社の代表取締役を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

- 被疑者
 - トキハマエクスプレス 株式会社(以下、「被疑法人」という)
所在地 岸和田市^{かねちか}包近町
事業内容 一般貨物自動車運送事業
 - 被疑法人の代表取締役(以下、「被疑者」という)
- 違反条文等(別紙参照)
労働基準法違反
同法第32条第2項
同法第36条第1項
同法第119条第1号(罰則)
同法第121条第1項(両罰)
- 事件の概要
被疑者は、自動車運転者Aに対し、被疑法人の36協定(時間外労働に関する協定)で定めた時間外労働の上限である1日7時間を超えて、平成29年6月14日から同月29日までの間、最長8時間52分の違法な時間外労働を行わせたものである。

4 参考事項

- (1) 平成 2 9 年 7 月 1 3 日 午前 0 時 頃、被疑法人所属の自動車運転者 A が貨物自動車を運転中、停車中の別の貨物自動車に追突し、当該運転者が死亡する交通事故が発生している。
- (2) 労働基準法第 3 6 条に基づき、使用者が労働者の過半数代表者等と 3 6 協定を締結して所轄労働基準監督署に届け出れば、同協定で定めた範囲内で時間外労働を行わせることができるが、これを超えて時間外労働をさせた場合は労働基準法違反が成立する。

違反条文等

労働基準法

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

第一百九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、第三十七条、第三十九条、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第一百四条第二項の規定に違反した者

第二百一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。